

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第5条	許可の取り消し等	歴史文化課

- 1 処分基準は、条例第5条各号のとおりとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。